

●水道料金表

| 用途別 | 基本水量 | 基本料金 | 超過料金(1m ³ につき) |
|-------------|-------------------|--------|--|
| 家事用 | 8m ³ | 650 円 | 9m ³ ～15m ³ まで 95 円 |
| | | | 16m ³ ～25m ³ まで 105 円 |
| | | | 26m ³ ～100m ³ まで 115 円 |
| | | | 101m ³ 以上 125 円 |
| 営業用 | 8m ³ | 850 円 | 家事用と同じ |
| 官公署/ 学校用 | 8m ³ | 920 円 | 家事用と同じ |
| 臨時用 | 8m ³ | 1500 円 | 9m ³ 以上 120 円 |
| 浴場用 | 100m ³ | 5500 円 | 101m ³ 以上 100 円 |

- (1) 家事用とは、主として家庭用として水道を使用する場合をいう。
- (2) 営業用とは、営業又は営業に付随する用に水道を使用する場合をいう。
- (3) 官公署学校用とは、官公署、学校、公共団体及びこれらに準ずる用に水道を使用する場合をいう。
- (4) 臨時用とは、工事、興行、売店等短時間臨時に水道を使用する場合をいう。
- (5) 浴場営業用とは、一般の公衆浴場営業用に水道を使用する場合をいう。
- (6) 連合専用とは、1個のメーターを2戸以上で連合して使用する場合で、管理者が認めたものをいう。この場合における1戸当たりの料金は、各戸の用途に応じて上記の料金を適用し、料金算定の基礎となる使用水量は、各戸均等に使用したものとみなす。